

最高裁秘書第4387号

令和元年8月30日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年8月23日に答申（令和元年度（最情）答申第34号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第86号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年2月21日（平成30年度（最情）諮詢第86号）

答申日：令和元年8月23日（令和元年度（最情）答申第34号）

件名：裁判所沿革誌の発刊に当たり特定の団体との間で授受した文書の一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

裁判所沿革誌の発刊に当たって最高裁判所が特定の団体との間で授受した文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、別紙記載1の文書についてはその情報の一部を提供し、別紙記載2から4までの各文書についてはその一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年12月14日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた発行部数及び価格の記載（以下「本件不開示部分」という。）について、本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分のうち発行部数は、特定の団体が最高裁判所の刊行物について刊行の申請又は国有財産一時使用許可の申請をした時点において、どの程度の数量を刊行することを予定していたかを記載したものであり、また、本件不

開示部分のうち価格は、同団体がどの程度の価格で販売することを予定していたかを記載したものである。これらの情報は、いずれも一般に公開されているものではなく、同団体の内部で管理され、同団体の行う出版事業に係る営業上の事項と密接に関連するものである。そして、これらの情報が開示された場合、同団体が取引先と価格交渉等を行う際の交渉材料として利用されて不利な条件での交渉を強いられたり、同業者との事業上の競争において不利な立場に立たれたりするおそれがある。これらの情報は、法5条2号イに規定する不開示情報に相当する情報であると考えられることから、不開示とすべきである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年2月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年6月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年7月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書の見分の結果によれば、本件不開示部分には、特定の団体が最高裁判所の刊行物（裁判所沿革誌）について刊行の申請をした際及び国有財産一時使用許可の申請をした時点において予定していた当該刊行物の発行部数及び価格が記載されていることが認められる。これらの情報は、その性質上、特定の団体の行う出版事業に係る営業上の事項と密接に関連しており、一般に公開されるものでないことを踏まえれば、本件不開示部分が明らかになると、同団体が取引先との間で価格交渉等を行う際の交渉材料として利用されて不利な条件での交渉を強いられたり、同業者との事業上の競争において不利な立場に立たれたりするおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条2号イに規定する不開示情報に相当

すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5.条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口正人

別紙

- 1 平成29年6月1日付け「刊行の希望について」
- 2 平成29年6月8日付け総務局第二課課長補佐事務連絡「裁判所刊行物の刊行について」
- 3 平成30年3月22日付け国有財産一時使用許可申請書
- 4 平成30年3月28日付け国有財産使用許可書